

1. はじめに

昨年度、「できること向上」支援【わかりやすい環境づくり、しすぎない（待つ・見守る）、ルールづくり、マニュアル（共通認識・共通支援）づくりを行う。】を重点項目として1年間取り組んできたが、今年度も引き続き、重点項目として「できること向上」支援として「仕事、活動がしやすい環境づくり」「しすぎない（待つ・見守る）」を掲げ取り組む。

◇仕事、活動がしやすい環境づくり

- (1) 就労、活動するうえでの設備や備品等の整備
- (2) 障害特性に応じて、写真・ルビ等の掲示
- (3) 4S（整理・整頓・清掃・清潔）
- (4) 3M（ムリ・ムラ・ムダを減らす）の推進

◇しすぎない（待つ・見守る）

本人に代わってすることは、ある意味、早くて、きれいで、簡単であり、支援員の業務なのかもしれないが、その支援は最終的な支援であって、最初の支援ではない。

やってみる→できない時は、支援方法の変更や備品等の整備を行う→できない時は、再度、支援方法の変更や設備面の工夫を行う。・・・どうしてもできない場合に初めて支援員が最小限の支援をする。

「メンバーができることを支援員が代わってする」→「しなくてもしてくれる」となり、自身の能力・体力の維持、意欲・自信向上の妨げになる。

平成25年度の平均実利用者数 生活介護6.6名、就労継続支援B型20.1名、平成26年度生活介護7.6名、就労継続支援B型22.9名で3.8名の増となる。

障害福祉サービス等報酬改定が行われ、その中で、「福祉・介護職員改善加算」の拡充に伴い、福祉・介護職員の資質向上や法人においては雇用管理改善の推進が求められる。

トライハウスは、小規模作業所開所（平成13年4月）メンバー4名から15年の節目の年でもある今年度は、就労継続支援B型登録者31名、生活介護利用登録者9名（平成27年4月1日時点）のメンバーがそれぞれ目標を持ち利用されている。

現事業所新築当初、広いと感じていた事業所も手狭になり、就労・活動等を行う上で効率が悪い状況です。また、今後、トライハウスを利用したいとの利用希望者受入を考慮し、昨年10月、熊本市へ定員変更（生活介護10名→20名、就労継続支援B型25名→30名）の希望を提出しています。今年度は、定員増に伴う準備も行う。

トライハウスを利用して「よかった」「安心できる」と実感して頂けるよう事業経営・展開を今年度もスタッフ一丸となって取り組む。

2. 職員のスキルアップ

トライハウスには、一人として余分な職員を雇用する余裕など全くありません。一人ひとりがそれぞれの職務を果たし、また、チーム一丸となってメンバーの支援に取り組むことが重要であり、その役割は勤務形態や職務に関わらず担っていることを自覚することが必要である。

その為には、まず事業所責任者である所長が強い意志に基づく強いリーダーシップが不可欠であり、全職員、利用者及び家族に対して、理念・基本方針を示し共有する取り組みを行う。

職員自身がトライハウスで安心して継続した勤務ができるよう、福祉・介護職員処遇改善加算を申請する。(申請要件のキャリアパス要件①職員の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件を定めている。②職位、職責又は職務内容に応じた賃金体系について定める。③職業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知している。) また、資質向上のため研修等への出席や技術指導等の実施。資格取得職員に対し、資格手当(社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、社会福祉主事、介護職員初任者研修修了)を新設する。また、賃金改善以外に処遇全般、教育・研修、職場環境の整備を進めていく。

出席研修会予定

日付	研修名	主催	出席数
6月8・9日／ 15日・16日	中堅職員キャリアアップ研修会	熊本県社協	2
6月10～12日	障害者施設職員研修会(新任職員)	戸山サンライズ	1
7月7～8日 7月28～29日	指導的職員研修会	熊本県社協	1
9月29～30日	運営管理職員研修会	熊本県社協	1
10月6～7日	リスクマネジメント研修会	熊本県社協	1
10月13日	救急法研修会	熊本県社協	1
10月24日	法人内職員研修	こころみ会	全員
12月14日～16日	自閉症トレーニングセミナー(第2回)	国立障害者リハビリセンター	1
12月8～9日	職場リーダーの「伝える力」向上研修会	熊本県社協	1
未定	障害者虐待防止・権利擁護研修会	熊本県	4
未定	施設長・職員研修会	熊本県授産施設協議会	2

有資格者数(平成27年3月31日時点)

社会福祉士	介護福祉士	精神保健福祉士	社会福祉主事	ホームヘルパー 2級
0	1	0	2	10

3. 虐待防止

虐待を防止するため、管理者が現場（それぞれの就労・活動の場）に直接足を運び支援場面の様子をよく見たり、雰囲気を感じたりして、不適切な支援や対応が行われていないか日常的に把握する。また、上司や同僚に相談しにくい雰囲気、また、相談しても無駄と思われないようにする。職員個人が支援現場における課題や悩みを抱え込まず、支援に当たっての悩みや苦労を職員が相談できる体制、職員の小さな気づきも職員が組織内でオープンに意見交換し情報を共有する体制、風通しの良い環境を整備する。

また、職員のストレスも虐待を生む背景の一つであり、管理者は職場の勤務状況を把握し、働きやすい職場づくりを行う。

職員自身が支援の質の向上(スキルアップ)に努めることも同時に大切である。

【虐待防止のための環境整備】

管理者若しくはサービス管理責任者が、1日1回以上、現場に直接行く。

毎月1回スタッフ会議の開催

ヒヤリ・ハットの推進

熊本県障害者虐待防止・権利擁護研修会へ出席

4. 就労継続支援B型事業（定員25名）

生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行う。

その一つに「工賃向上」があり、『利用者が地域において自立した生活を実現するため、工賃の更なる向上に取り組むことが重要な課題であり、事業所は利用者のこうした希望をかなえるために主体的に取り組むことが何よりも重要である。』（「工賃向上計画」を推進するために基本的な指針 障発0324第3号より）

「生産活動その他の活動の知識及び能力向上」「工賃向上」を実現するためには、単に「工賃向上」を達成させるため、利用者不在で支援員が作業員となり、本来、利用者がすべき作業を支援員が行うことで「工賃向上」が達成するかもしれない。しかし、それでは「生産活動その他の活動の知識及び能力向上」には繋がらないと考えます。

まず利用者自身の「できること向上」があって初めて「工賃向上」に繋がる考え、そのために、農業を主に周年栽培（小ねぎ、小松菜）への取組みを行う。一年を通して同じ作業、同じ工程を行う。出荷先は市場を基本とする。

圃場の確保（ビニールハウス7棟以上）

目標工賃月額 15,000円

◇添付資料 小ねぎ栽培周期

(1) 職員の役割

「できること向上」支援

本来、メンバーが行う作業（工程）を支援員が作業員となり、工賃向上を目指すのではな

く、支援員はメンバー個々の障がい特性や性格を理解し、メンバー自身が一つでもできることを増やせるよう環境づくりを行う。

「水前寺せり・小ねぎ・小松菜の出荷作業（工程）は、メンバーのみで行う」支援。

（2）生活支援

就労支援＝生活支援。トライハウスでは、通退所時と就労（活動）とのメリハリを付ける目的でユニフォームに着替える。また、就労（活動）する際、適切な服装・身だしなみは重要であり、衣服の調整や身辺面、清潔面等の確認、助言を行う。

- ① 来所時のあいさつ、出勤簿への押印
- ② 着替え時、衣服調整、汚れ等の確認、洋服のたたみ方の支援
- ③ 朝礼時、健康観察（目視）、身だしなみ・清潔面（爪、ハンカチ）の確認
- ④ 各班での衣服調整（適切な服装、寒暖調整）確認
- ⑤ 週1回、各自ロッカーの確認

「トライハウスすべき事」は、「トライハウスで」。「自宅すべき事」は、「自宅で」行ってもらう。「自分でできることは自分で」完璧ではなくても「自分で行う」ことが重要であると考え、しすぎない。「できること向上」支援に取り組む。

（3）就労支援

①農業

（ア）水前寺せり（12月から4月末日）

農家から委託を受けて栽培から出荷まで、全般作業を行う。

出荷先は、原則、JAとする。

（イ）小ねぎ（周年）

周年栽培可能な小ねぎを農家から委託を受けて栽培から出荷まで、全般作業を行う。

出荷先は、原則、JAとする。

（ウ）直売野菜

店舗での委託販売以外で、厨房やメンバー、職員等、直接販売する。

（エ）店舗野菜

トライハウスで栽培した野菜を店舗へ委託して販売する。

②リサイクル品回収作業

ご家庭などから回収または持込まれたアルミ缶、ビール瓶、一升瓶、古紙（新聞紙・雑誌・段ボール・牛乳パック）、古着などを業者に買い取ってもらう。

③事業所清掃

事業所内の一部清掃と昼食配膳準備（食器類）及び事業所敷地内の除草作業を行う。

④受託作業（稲作）

近隣農家の稲作（肥料散布、田植え、稲刈り、粃摺り）の作業を行う。

⑤受託作業（笑園）

笑園さんのドライトマト加工作業等の作業を行う。

⑥その他（米販売）

近隣農家より有機栽培米を仕入れて販売を行う。

⑦その他（ギフト他）

お中元、お歳暮等の販売、仕入商品の販売及び自主製品の製造販売を行う。

	項目	収入	支出	差引	備考
①ア	せり	785,400	117,810	667,590	
①イ	小ねぎ	2,180,000	327,000	1,853,000	
①ウ	直売野菜	370,000	56,000	314,000	
①エ	店舗野菜	370,000	110,000	260,000	
②	リサイクル	600,000	0	600,000	
③	事業所清掃	360,000	0	360,000	
④	受託(稲作)	100,000	0	100,000	
⑤	受託(笑園)	200,000	30,000	170,000	
⑥	その他(米)	850,000	700,000	150,000	
⑦	その他(ギフト)	180,000	153,000	27,000	
	合計	5,995,400	1,493,810	4,501,590	

◇添付資料 平成27年度 体制図

5. 生活介護（定員10名）

利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、常時介護を要する利用者に対して、排せつ、食事の介助等、創作的活動または生産活動の機会を提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うことを目的に、①身辺介護、②毎朝のバイタルチェック、③体力増進支援、④創作活動、⑤敷地内の美化活動、⑥生産活動を行う。

(1) 職員の役割

「すること向上」支援

メンバー一人ひとりの障がい特性や性格を理解する。言葉での自己表現や意思伝達が難しい方の想いや意向をどうくみ取るか。その行動は何を訴えようとしているのかを考え、適切な支援を提供する。

活動しやすい環境づくり、その人の長所を見つけ、一人一役に繋げ、することを一つでも増やし、「できること向上」支援を行う。

①身辺介護

必要に応じて、排せつ・食事・歯磨き等の身辺介護を行う。また、昨年度に引き続き入浴支援（各自週1回）を行う。

午後、歯磨きトレーニングを行う。

平成27年度事業計画

②バイタルチェック

毎朝、看護師による血圧・脈拍・体温測定を行う。

③体力増進支援

ラジオ体操・くまモン体操（13時から約10分間）、その後、事業所建物外周を5週ウォーキングする。

音楽や映像に合わせて体を動かす。（創作ダンス・楽器を使った活動）

スポーツ教室（外部講師により毎月2回）

④創作活動

ちぎり絵（季節に沿った掲示物・カレンダー）

陶芸教室（外部講師により1回）

フラワーアレンジ（外部講師により4回）（5月・10月・12月・2月）

紙すき

⑤事業所敷地内の美化活動

季節ごとの花苗植えや花壇の整理（草取り）及び水やりを行う。

⑥生産活動

アルミ缶、空瓶、古紙（新聞紙・雑誌・段ボール）の回収を行う。

農作業（季節野菜栽培→管理→収穫→納品まで）

◇添付資料 平成27年度 体制図

6. 行事・活動（就労以外）

月	行 事 ・ 活 動
4月	
5月	消防訓練（自主）、昼食会（バーベキュー）、スポーツレクレーション
6月	水難訓練、田植え交流（大光保育園）
7月	健康診断（嘱託医：宗像医院）
8月	大掃除
9月	1泊旅行
10月	
11月	スポーツレクレーション
12月	第15回もちつき会（下無田公民館）、カラオケ忘年会、大掃除
1月	初詣（健軍神社）、ボーリング新年会
2月	
3月	

※スポーツ教室：T-S T E P（外部講師）の指導により行う。（嘉島体育館）

平成27年度事業計画

毎月2回（不定期）

※調理実習：希望荘の調理室、大ホールを借りて行う。（不定期）

※メンバー会議：毎月1回行う。

※誕生会：メンバーの誕生月に昼食前に行う。

※4S活動（整理・整頓・清掃・清潔）

※上記は予定であり中止や変更をすることもある。

7. 営業日時

(1) 営業日・・・月曜日から金曜日。また、土曜日にも営業することがある。（当該月マイナス8日）

(2) 営業時間・・・8時30分～17時30分

(3) サービス提供時間・・・9時～16時

(4) 休業日・・・日曜日、国民の祝日、夏期（8月13・14・15日）、冬期（12月30・31日、1月1・2・3日）

※行事や天災により変更することもある。

◇添付資料（平成27年度トライハウス営業日）

8. 職員配置（平成27年4月1日）

職名	勤務形態	勤務時間	人数
管理者（生活支援員兼務）	常勤（就労B）	8：30～17：30（8時間）	1
サービス管理責任者	常勤（就労B・生活介護・GH）	8：30～17：30（8時間）	1
生活支援員	常勤（就労B）	8：30～17：30（8時間）	2
職業指導員	常勤（就労B）	8：30～17：30（8時間）	1
職業指導員	非常勤（就労B）	10：00～16：30（5.5時間）	2
目標工賃達成指導員	常勤（就労B）	8：30～17：30（8時間）	1
職業指導員補助員	非常勤（就労B）	8：30～14：30（5.5時間）	1
生活支援員	常勤（生活介護）	8：30～17：30（8時間）	2
看護職員（生活支援員兼務）	非常勤（生活介護）	9：00～13：00（4時間）	1
生活支援員	非常勤（生活介護）	10：00～16：30（5.5時間）	1
調理員	非常勤	8：30～14：30（5.5時間）	1
調理員	非常勤	10：00～16：00（5.5時間）	1
ドライバー	非常勤	8：00～10：00／ 15：30～17：30（4時間）	4
嘱託医（宗像医院）			

9. 送迎サービス

「トライハウス通所送迎サービス事業規約」(別紙)により実施する。

朝の迎え(8:30分出発)を6便、帰りの送り(16:00出発)を6便とする。

より安全に安心して利用して頂けるよう「運転適性診断」受講を年1回行う。(ドライバー)

また、5月より土曜日の営業日にドライバー2名出勤する。

◇添付書類(トライハウス通所サービス事業規約)

10. 食事(昼食)提供サービス

家族等の負担軽減を目的に、栄養面及び嗜好や季節感を考慮した食事(昼食)を提供する。トライハウスで栽培収穫した新鮮な野菜と近隣農家から仕入れた有機栽培米を使ったメニュー作りを行う。

メニューは、2週間ごとに調理員と職員代表で決める。その都度、献立表を配布する。

ノロウイルスや食中毒を発生させないため、衛生管理を徹底するとともに、安心安全な食事提供ができるよう調理員の研修会等へ受講する。

食事代・・・500円/1食、但し、食事提供加算該当者は230円/1食(食材料費分)

『低所得者の利用者の食費負担が原材料費相当のみとなるよう、平成27年3月31日までの時限措置として食事提供加算が設けられているが、当該加算の取得実態を踏まえ、これを平成30年3月31日まで延長する。

その際、食事の提供に要する費用の実態を踏まえ、食事提供加算の加算単位について見直しを行う。』

[現行]42単位/日 → [見直し後]30単位/日

(平成27年度障害福祉サービス等報酬改定の概要より)

業務改善(効率化)のため、厨房機器改修工事(ガスレンジ交換、食洗器新設)を行う。

(助成金申請により)

11. 緊急時の対応及び防災対策

- (1) 事故防止に努める。(ヒヤリハットの推進)
- (2) 事故・怪我時のマニュアル周知
- (3) 防災訓練の実施

12. 情報開示及び周知

- (1) トライハウス通信の発行 4回(4月・7月・10月・1月)
- (2) ホームページ(<http://www.kokoromi.or.jp>)
- (3) 回覧物やお知らせにて(随時)
- (4) 利用者説明会(1回)